

愛知県暴力団排除条例の概要

平成23年4月1日施行

条例の必要性

- 愛知県では、暴力団が県民生活や経済活動の場に深く介入しており、犯罪収益はもとより歓楽街における用心棒代や、暴力団関係企業等から提供される資金を獲得するなど、事業者のみならず、県民に対しても不当な影響を及ぼしています。
- こうした中で、行政や事業者、県民、その他関係機関が一層連携を強化し、これまでの「警察対暴力団」の構図から「社会対暴力団」の構図へ転換を図ることが必要不可欠です。

条例の特徴

- 本条例は、暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、及び県民の安全で平穏な生活を確保することを目的としています。
- 暴力団の排除について、基本理念を定め、県、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、県、事業者、県民が一体となって暴力団の排除のための施策を推進することを明記しています。
- 「暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせる行為の禁止」、「暴力団排除特別区域における禁止行為」等、本県特有の規定を設置しています。

条例の内容

- 主な基本的施策
 - ・ 公共工事その他の県の事務事業から、暴力団を排除するための措置を講ずるよう努めるものとします。
 - ・ 県が設置する公の施設が暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になると認めるときは、当該施設の設置管理条例の規定により、利用の許可をしないこと又は許可を取り消すこと等ができるものとします。
 - ・ 暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとします。
- 主な禁止行為及び罰則
 - 【県内全域を対象とするもの】
 - ・ 学校等の敷地の周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止、違反者への罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
 - ・ 暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止、違反者への中止命令及び命令違反者への罰則(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
 - 【暴力団排除特別区域(名古屋市中区の区域のうち錦三丁目、栄三丁目1番から15番まで及び栄四丁目の区域)を対象とするもの】
 - ・ 特定接客業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること及び用心棒の役務の提供を受けることの対償としての利益の供与をすることの禁止、違反者への罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
 - ・ 暴力団員が特定接客業者に用心棒の役務の提供をすること及び用心棒の役務の提供をすることの対償としての利益の供与を受けることの禁止、違反者への罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)